

2019年8月28日

消費税法の改正に伴うガス料金・電気料金の変更について

北海道ガス株式会社（本社：札幌市、社長：大槻 博、以下：北ガス）は、「消費税法の改正」に伴い、本年10月1日より、ガス料金・電気料金を変更いたします。

今回の変更は、10月1日から予定されている消費税率10%への引き上げを反映させるものです。ガス料金・電気料金への新税率10%の適用開始につきましては、消費税法の経過措置により、9月以前から継続してガス・電気をご使用になる場合は11月検針分から、10月1日以降に新規でガス・電気をご使用になる場合は10月検針分からとなります。

北ガスは引き続き経営効率化による一層のコスト低減を推進するとともに、安全・安心の確保およびサービスの向上に取り組んでまいります。

ガス料金について

（消費税法の改正を反映した料金表は北ガスホームページで順次公開いたします。）

○一般ガス供給約款料金

■新料金表（金額は税込）

	月間ご使用量	消費税法の改正後 ^{※1}		＜参考＞現行料金	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
料金表A	0m ³ ～15m ³	946.00円	200.69円/m ³	928.80円	197.04円/m ³
料金表B	15m ³ ～50m ³	1,454.20円	166.81円/m ³	1,427.76円	163.78円/m ³
料金表C	50m ³ ～200m ³	2,013.00円	155.63円/m ³	1,976.40円	152.80円/m ³
料金表D	200m ³ ～800m ³	7,700.00円	127.20円/m ³	7,560.00円	124.89円/m ³
料金表E	800m ³ ～	9,900.00円	124.45円/m ³	9,720.00円	122.19円/m ³

■モデル家庭における影響額^{※2}（金額は税込）

1ヶ月の ガスご使用量	消費税法の改正後 ^{※1}	現行料金
27 m ³	5,958円	5,849円

○選択約款料金

一般ガス供給約款料金と同様に「消費税法の改正」を料金に反映させていただきます。

※1：消費税法の改正後の基本料金および基準単位料金は、消費税率を8%から10%に変更させていただいたものです。

※2：モデル家庭とは、厨房および給湯にガスをお使いいただいているお客さまで、月間のご使用量を27 m³で設定しています。

影響額は基準単位料金で算定したものです。実際の10月検針分の影響額は、原料費調整制度に基づく調整額が反映された単位料金で計算されますので、2019年5月から2019年7月の平均原料価格が確定次第、発表いたします（8月29日発表予定）

電気料金について

(消費税法の改正を反映した料金表は北ガスホームページで順次公開いたします。)

「消費税法の改正」を料金に反映させていただきます。

(例)従量電灯Bプラス

■新料金表(金額は税込)

種別	区分	単位	消費税法の改正後 ^{※1} の料金単価	<参考> 現行料金単価	
基本料金	契約電流	10A	1 契約	341.00 円	334.80 円
		15A	1 契約	511.50 円	502.20 円
		20A	1 契約	682.00 円	669.60 円
		30A	1 契約	1,023.00 円	1,004.40 円
		40A	1 契約	1,364.00 円	1,339.20 円
		50A	1 契約	1,705.00 円	1,674.00 円
		60A	1 契約	2,046.00 円	2,008.80 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	kWh	23.25 円	22.83 円	
	120kWh を超え 280kWh まで	kWh	29.35 円	28.82 円	
	280kWh を超えた分	kWh	32.96 円	32.36 円	

※1：消費税法の改正後の基本料金および電力量料金は、消費税率を8%から10%に変更させていただいたものです。

以上